

指定給水装置工事事業者処分等手続要領

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定に基づき神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、管理者が法第25条の11第1項（以下「取消し基準」という。）の規定に基づき行う指定の取消し処分及びこれに関連して行う是正勧告等の行政指導に関する手続きについて、必要な事項を定める。

(違反行為の確認、報告等)

第2条 水道営業所長（以下「所長」という。）は、指定事業者が取消し基準のいずれかに該当する違反行為を行った疑いがあると認めるときは、当該指定事業者からの事情聴取など、速やかに事実関係の調査を行うこととする。

- 2 前項の調査の結果、取消し基準に該当すると認められるときは、所長は当該指定事業者に対し、直ちに違反行為の是正を指示する。
- 3 所長は、当該違反行為により水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大であると認められる場合、及び過去に文書による指導をしているにもかかわらず違反行為が繰り返された場合は、指定給水装置工事事業者違反行為報告書（第1号様式、以下「違反行為報告書」という。）により水道部長へ報告するものとする。

(事実の確認及び調査)

第3条 所長は、取消し基準に定める事項について、特に必要と認める場合は、当該指定事業者に対し、同意のうえ調査を行うものとする。

- 2 前項の規定により調査を行ったときは、指定給水装置工事事業者調査報告書（第2号様式）により水道部長に報告するものとする。

(聴聞)

第4条 水道部長は、違反行為報告書により報告された当該行為の内容が指定の取消処分が相当であると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき水道施設課長をして、聴聞を主宰させ、当該指定事業者に対し、聴聞の手続きを執らなければならない。

- 2 聴聞に関する事務は、水道施設課が行う。

(是正勧告)

第 5 条 水道部長は、違反行為報告書により報告された当該行為が取消し基準に該当すると認められる場合において、当該行為が故意でないことが明白なとき、改善の意思があると認められるときなど、当該指定事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、違反行為の是正を勧告するとともに、勧告を行った日の翌日から 30 日の期間、新規の給水装置工事に係る業務を自粛するよう勧告することができる。

2 水道部長は、前項の勧告を行ったときは、業務自粛期間終了後速やかに、当該指定事業者に対し、違反行為是正状況の報告書の提出を求めることとする。

(処分等の基準)

第 6 条 処分等の基準は、別紙「違反行為等に対する措置基準」により判定する。

(審査会議の開催)

第 7 条 指定の取消し及び是正勧告を行うにあたっては、水道施設課長を議長とする審査会議を開催し、処分等の内容について審査する。

(処分等の決定)

第 8 条 処分等の決定は、審査会議の審査結果をもとに、指定の取消し処分にあつては管理者が、是正勧告にあつては水道部長が、それぞれ決定する。

(処分等の通知)

第 9 条 管理者は、前条の規定により決定した取消し処分について、速やかに給水装置工事事業者指定取消処分決定通知書（第 3 号様式）により、当該指定事業者へ通知するとともに、その写しを添えて所長へ通知するものとする。

2 水道部長は、前条の規定により決定した是正勧告について、速やかに違反行為是正勧告書（第 4 号様式）により、当該指定事業者へ勧告するとともに、その写しを添えて所長へ通知するものとする。第 5 条第 2 項に規定する報告書の提出を受けたときも同様とする。

(指定票の返納)

第 10 条 指定の取消しを受けた指定事業者は、神奈川県県営上水道条例第 11 条第 1 項の規定により交付された指定票を、速やかに管理者へ返納しなければならない。

(主任技術者に対する措置)

第 11 条 管理者は、法第 25 条の 4 に定める給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)が、水道法第 25 条の 5 第 3 項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の通知を行わない場合で、管理者が必要と認めるときは、当該違反行為を行った主任技術者に対し、指導を行うこととする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。